

教員採用選考試験合格者の教育アシスタント活用事業実施要項

三重県教育委員会事務局教職員課

この要項は、教員採用選考試験合格者の教育アシスタント活用事業を円滑に実施するため必要な事項を定める。

- 1 事業のねらい
教員採用選考試験合格者が、公立小・中学校、県立高等学校及び県立特別支援学校等（以下、「小中学校等」という。）において教育アシスタントとして、児童生徒の指導に加わることにより、児童生徒一人ひとりの指導を充実するとともに、教員採用選考試験合格者の教員としての人材育成を図る。
- 2 対象者
令和6年度三重県公立学校教員採用選考試験合格者
令和5年度三重県公立学校教員採用選考試験合格者のうち採用留保者
（ただし、三重大学、皇學館大学、鈴鹿大学、鈴鹿大学短期大学部の学生は、当該実施要項によらず、「大学生等の教育アシスタント活用事業実施要項」による。）
- 3 実施施設
教育アシスタントの活用を希望する小中学校等
（大学生等の教育アシスタント活用事業において、受入計画を提出している学校等）
- 4 実施期日
令和6年1月15日（月）～令和6年3月15日（金）
- 5 活動内容
教育アシスタントは、県立学校長又は市町等教育委員会及び公立小中学校長の指揮監督の下、各教科、総合的な学習の時間、特別活動、特別支援教育等の補助、介助の補助等の指導に当たる。
活動の範囲は、教員の行う教育活動の補助とする。単独で各教科、総合的な学習の時間、特別活動、特別支援教育等の補助、介助の補助等の指導に当たることはできず、必ず教員の指導のもとで行うものとする。
- 6 連絡調整
三重県教育委員会は、教員採用選考試験合格者からの申込みを受け、受入市町等教育委員会、県立学校との調整を行う。
- 7 事前研修の実施
配置校は、教員採用選考試験合格者に対して事前研修を実施する。
- 8 保険への加入
傷害保険への加入については、三重県教育委員会がその費用を負担する。
通勤には公共交通機関を利用するものとし、やむを得ず自家用車を使用する場合には、校長の許可を得るとともに、自賠責保険のほかに任意保険への加入を教員採用選考試験合格者に義務づけるものとする。
- 9 教員採用選考試験合格者の責務
教員採用選考試験合格者は、本事業による活動中に知り得た秘密を保持する義務がある。
- 10 配置校の責務
配置校の校長は、教育アシスタントの教員採用選考試験合格者を指導、監督するとともに、本事業の趣旨が生かされるように必要な措置を講じなければならない。
- 11 この要項に定めるもののほか、教員採用選考試験合格者の教育アシスタント活用事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

この要項は、令和5年10月24日から実施する。